

養育費の確保には「公正証書」を

養育費を取り決める際には口約束ではなく書面にしましょう

問い合わせ先 困子育て支援課 ☎ 26-0994、FAX 26-1768

「当初約束したとおりに支払われない！」養育費の不払いが社会問題に

養育費を継続して受け取っている母子家庭は **24.3%**、父子家庭は **3.2%**と非常に低い割合となっています（出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」）。

養育費の目安が示されている「算定表」が改定されました

養育費は子どもの権利であり、子どもが健やかに成長し社会的に自立するまでに必要な費用です。昨年 12 月、最高裁判所の司法研修所により、養育費を決める際の参考として使用する算定表が改定され、新しい算定表が公表されました。

算定表は子の年齢や人数、父母の年収などの違いに応じて、養育費の目安が示されている表です。改定版では、現在の生活実態や社会情勢が反映され、養育費の支払い額の基準が多くの場合で引き上げられており、ひとり親世帯の貧困の改善が期待されています。

「公正証書」の役割ってすごい

公正証書は、養育費の不払いに対して、「強制執行を承諾する」という認諾条項を付けておけば、給与や預貯金などの財産を差し押さえる強制執行の手続きを行うことができます。

※ 4月に改正民事執行法が施行され、公正証書（強制執行認諾付き）で、次の手続きが可能になります。

- ① 債務者（養育費を支払う人）を裁判所に呼んで財産に関する情報を話してもらう手続き
- ② 市町村や日本年金機構などから給与（勤務先）に関する情報を教えてもらう手続き

- ▶ 養育費を取り決める際には、金額だけでなく、支払時期や支払期間、支払方法などの細かな点まで話し合い、その結果は口約束ではなく書面にしましょう。
- ▶ 費用や手間はかかりますが、離婚後の養育費の不払いに対応できるよう、公証役場で「公正証書（強制執行認諾付き）」にすることが望ましいでしょう。

相談などはこちらへ

▶ 養育費・面会交流

養育費相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419（携帯電話、PHS 使用不可）、☎ 03-3980-4108

受付時間：【平日（水曜日を除く）】10：00～20：00

【水曜日（祝日を除く）】12：00～22：00

【土曜日・祝日】10：00～18：00

※振替休日：電話相談は休みです。

▶ 離婚前の相談（離婚後に受けられる施策）

困子育て支援課（平田町 670 困福祉センター 2 階）☎ 26-0994

▶ 養育費算定表

裁判所ホームページ

(http://www.courts.go.jp/about/siryu/H30shihou_houkoku/index.html)

▶ 公正証書・公証役場

日本公証人連合会ホームページ (<http://www.koshonin.gr.jp/>)



「病児保育室 こあら」をご利用ください

増改築工事が完了し、1日の利用定員を増員しました。

問い合わせ先 困幼児課 ☎ 23-9597、FAX 26-1768

「病児・病後児保育」とは

子どもが病気の際に、当面の症状の急変が認められない場合（病気安定期・病気回復期）で、通常の集団保育などがふさわしくない間、保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合に、医師・看護師・保育士が連携して一時的に児童を預かるものです。

病児・病後児保育事業は、現在、湖東定住自立圏推進協議会で実施しています（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の委託事業）。利用希望者の増加への対応や、利用児童の福祉の向上を図るため、

昨年 9 月から「病児保育室 こあら」の増改築工事が実施され、1月に工事が完了しました。この増改築工事に伴い、2月3日から **1日当たりの利用定員が「4人」から「6人」に増員**となりました。



▶「病児保育室 こあら」増築部分の外観



増築部分の内装はこんな感じです♪

利用については次のとおりです

実施施設 「病児保育室 こあら」（戸賀町 36-6）（医療法人 藤野こどもクリニック内）☎・FAX 47-5366（要予約）
実施機関 医療法人藤野こどもクリニック

開設時間

【月～金曜日】8：30～18：00

※ 土・日曜日、祝日、お盆、年末年始は閉室。

対象 次の項目に全て該当する人

▶ 彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町に在住

▶ おおむね 10 歳未満の児童

▶ 「病気安定期」「病気回復期」で、通常の集団保育などがふさわしくなく、かつ、保護者の仕事などの都合で、家庭での養育が困難な場合にある児童

利用期間 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で養育を行うことができない期間の範囲内とする。

定員 1日につき 6 人（先着順）

利用料（児童 1 人につき 1 回当たりの費用）

▶ 4 時間を超える場合 2,000 円

▶ 4 時間以内 1,000 円

※生活保護世帯は、利用料の全額を助成します。
 ※前年度市町村民税非課税世帯は、利用後に利用料の半額を助成します。

利用方法 前日までに実施機関（医療法人藤野こどもクリニック ☎ 47-5366）に連絡し、利用許可をもらってください。

※当日利用を希望する場合は、施設の利用状況や、医師の診察により、利用の可否を判断します。

※「病児保育室 こあら」は医療機関ではありません。実施機関で医師が診察した結果、保育が無理だと判断した場合などは、ご利用をお断りする場合があります。

注意事項

▶ おむつ代など利用児童個々の処遇に要する費用は、別途実費相当分が必要です。

▶ 昼食やおやつは、施設で準備できませんので、症状に応じたお弁当などを各自お持ちください。

▶ 利用中に病状の変化があった場合には、医師の診察を受けていただく場合があります（この場合にかかった費用は、保護者負担となります）。